

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 5 (省 略) 10</p> <p>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 <u>18</u> 歳以上である居住者のお客様に限ります。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 5 (同 左) 10</p> <p>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 <u>20</u> 歳以上である居住者のお客様に限ります。</p> <p>(以下省略)</p>

附 則

(実施日)

この約款は、令和5年1月1日から実施する。